

(平成21年8月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録の訂正を行うことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から59年3月まで

私は、昭和57年5月に会社を退職し、自営業を始めたので、すぐにA市で国民年金に加入したと記憶している。

国民年金保険料は、私の妻が私の分と一緒に、納付書を持参して定期的に納付していたと思う。特に、申立期間のうち、昭和58年7月から59年3月までの期間については、妻の記録が納付済みになっているので、私が未納のはずはない。

申立期間に係る昭和57年、58年及び60年の確定申告の控えを添付するので、申立期間の国民年金保険料の納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により確認可能な昭和60年8月以降の期間について、申立人及びその妻は、申請免除(追納)期間を除き、同一日に国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立期間のうち58年7月から59年3月までの期間については、申立人の妻は、60年10月、61年1月及び同年3月の3回に分けて国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料についても申立人の妻と一緒に納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人が提出した昭和60年の確定申告書(控)に記載された国民年金保険料の金額は、未納とされている申立期間の一部(58年7月から同年9月まで)を加えた額と一致する。

一方、申立期間のうち昭和57年5月から58年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年3月ごろに払い出されていることが確認でき、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点では、当該期間

の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、昭和 57 年、58 年及び 60 年の確定申告書（控）を提出しているが、57 年及び 58 年の確定申告書(控)については、社会保険料控除欄の金額を後から訂正した痕跡が認められることから、当該期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける資料としては認め難く、60 年の確定申告書についても、その記載されている金額から、当該期間の国民年金保険料を納付したことが確認できず、ほかに、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月から同年5月までの期間並びに55年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月から同年5月まで
② 昭和55年10月及び同年11月
③ 昭和57年4月から58年6月まで

私は、昭和55年当時、A市に住んでいて、A市役所の支所か銀行で申立期間①及び②の国民年金保険料を定期的に納付していた。

また、申立期間③については、私は、その当時、B市に住んでいて、自営業を営んでいた私の夫の分と一緒に、納付書で定期的に国民年金保険料を納付していた。

申立期間に係る確定申告書もあるので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ4か月及び2か月と短期間であるとともに、当該期間前後の期間は国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人及びその夫は当該期間の前後を通じて、仕事や住所等の生活状況に大きな変化は無かったものと推認され、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間③については、特殊台帳の記録により、申立人の国民年金被保険者記録は、昭和58年4月25日に、前住所地(A市)を所管する社会保険事務所から申立期間当時の住所地(B市)を所管する社会保険事務所に移管されていることが確認できるとともに、一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の60年3月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、58年4月ごろまで、B市で国民年金保険料の納付ができず、申立人の夫の保険料についても当該期間当時、納付することができなかったものと考えられ、「申立期間当

時、B市で、夫婦二人分の国民年金保険料を私が定期的に納付していた。」とする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、昭和57年及び58年の確定申告書（控）を提出しているが、社会保険料控除欄の金額を後から訂正した痕跡が認められることから、当該期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける資料としては認め難く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月から同年5月までの期間並びに55年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月16日から同年12月16日まで

私は、昭和42年3月24日にC社に入社以来、現在も引き続き勤務しているが、社会保険庁の記録では申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとされていることが分かった。申立期間はC社の関連会社であるA社D事業所から同社B事業所に転勤した期間ではあったが、離職した覚えは無いので、当該期間について、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社関連企業における所属履歴が分かる労働者名簿及びC社発行の在籍証明書並びに雇用保険被保険者記録等により、申立人が、昭和42年3月24日から現在に至るまで、同社及びその関連企業に継続して勤務していたことが確認できるとともに、同社の供述では、「申立人は、労働者名簿で51年11月16日にA社D事業所から同社B事業所に異動している記録があり、同年12月16日付けのB事業所での資格取得届は、当社の事務手続ミスである。また、在籍中の従業員については厚生年金保険料の給与からの控除を停止することはない。」としていることから判断すると、申立人は、51年11月16日にA社D事業所から同社B事業所に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社が保管するA社における被保険者資格取得時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書により、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社保管の前出の通知書により、A社B事業所における申立人の資格取得日が、昭和51年12月16日と届け出られていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る51年11月分の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年4月28日）及び資格取得日（44年9月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年4月から同年7月までは1万2,000円、同年8月から43年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは2万円及び同年10月から44年8月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月28日から44年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における記録について、昭和42年4月28日から44年9月1日までの期間が空白となっていた。

私は、同社において、昭和42年1月から49年4月までの間、途中で退職することも無く、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に保管されている申立人の退職願及び雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和42年1月から49年4月までの期間、継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を2枚保管しており、同通知書によると、申立人は、昭和42年4月28日及び49年4月16日の2回、厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨が記載され、それぞれに社会保険事務所の受付印が押印されている。しかしながら、これら

2枚の通知書には、再取得時には別の健康保険被保険者証の番号が付与されるにもかかわらず、申立人に係る同一の健康保険被保険者証の番号が記載されていることから、42年4月28日付けの資格喪失に係る届出は、社会保険事務所が一旦受理した後、何らかの方法により取り消されたものとするのが自然である。

さらに、社会保険事務所には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和42年3月18日、資格喪失日が同年4月28日と記録されたものと、資格取得日が44年9月1日、資格喪失日が49年4月16日と記録されたものの2枚の被保険者原票が保管されているが、両方とも同一の整理番号が付されており、また、申立人が42年4月28日に資格喪失した際の社会保険業務センターへの進達記録日は、資格喪失日から7年以上経過した49年9月6日と記載されているところ、当該進達記録日は49年4月16日に資格喪失した際の進達記録日と一致していることに加え、44年9月1日の資格取得に係る進達記録の記載が無いなど、不自然な点が散見される。

加えて、A社には、申立人に係る昭和42年3月18日付けの厚生年金保険被保険者資格取得届及び前述の2枚の資格喪失確認通知書が保管されているところ、44年9月1日付けの資格取得届のみが保管されていないことから、当該資格取得の届出は行われなかったとも考えられる上に、社会保険事務所の記録によると、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を再度取得したとされる44年9月1日前後に、被保険者資格を取得した同僚の整理番号と、申立人の整理番号とは乖離^{かいり}しており、申立人の整理番号が44年9月ごろに付されたものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、事業所の届出により、申立人について昭和42年4月28日に厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行った後に当該喪失を取り消す旨の届出が何らかの方法により行われたにもかかわらず、被保険者原票に取り消した旨を記載しなかったものと考えられ、申立人に係る被保険者資格の得喪処理が適正に行われていないことがうかがわれることから、申立人の申立期間に係る資格喪失日（42年4月28日）及び資格取得日（44年9月1日）の記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一日となる昭和42年3月18日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の記録から、42年4月から同年7月までは1万2,000円、同年8月から43年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは2万円及び同年10月から44年8月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年11月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年7月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年7月は6,000円、同年8月は2万4,000円、同年9月は2万6,000円、同年10月は2万8,000円、同年11月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月1日から同年12月4日まで
② 昭和46年2月1日から同年5月1日まで

私は、昭和38年7月から39年4月までA社で運転手として運搬に従事した。当時の給料支払明細書は、38年7月分から39年4月分まで健康保険料(厚生年金保険料と合算して計上)が控除されているが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日は38年12月4日となっている。

また、昭和46年2月から同年5月までの期間については、B社で運転手として建築資材の運搬に従事した。賃金明細書は、健康保険料が控除されているのに、社会保険事務所の厚生年金保険の記録は、未加入となっている。

健康保険と厚生年金保険は同時に加入することになっていると聞いたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、i) 申立人が提出した昭和38年7月分から39年4月分までの給料支払明細書には社名の記載が無いものの、係印欄にはA社の社名と同名である「A」の朱印が押印されており、同社が発行したものと推

認できること、ii) 当該明細書を検証したところ、申立人は 38 年 7 月 19 日から当該事業所で勤務していることが推認でき、当該事業所における厚生年金保険料の控除は翌月の給与から控除されていたと認められることを合わせて判断すると、申立人が、申立期間①に当該事業所に在籍していたものと認められる。

また、申立人が提出した給料支払明細書は、昭和 38 年 8 月分から 39 年 4 月分までの期間において、健康保険料欄に控除額が計上されており、この控除額は、当時の健康保険料率と厚生年金保険料率に基づくそれぞれの保険料額の合算額と一致すること、及び前述の検証の結果から、申立人は、昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書により推認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、昭和 38 年 7 月は 6,000 円、同年 8 月は 2 万 4,000 円、同年 9 月は 2 万 6,000 円、同年 10 月は 2 万 8,000 円、同年 11 月は 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の無限責任社員は既に死亡しており、これを確認できる資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

2 次に、申立期間②については、雇用保険被保険者記録及び申立人が提出した賃金明細書により、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間中に、B 社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所保管の被保険者原票には、申立人の氏名は無く、申立期間前後の期間を通じて健康保険整理番号に欠番も無い上に、申立人が挙げた同僚等 3 人の記録も確認できない上、当該 3 人は社会保険庁の記録により、いずれも国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

また、B 社の事務担当者は、「当時の従業員名簿に申立人の氏名は無く、現場作業員の健康保険は、全国土木建築国民健康保険の第 2 種組合員（日雇労働者）として登録していたのではないか。」と供述しているところ、申立人が提出した賃金明細書に計上された健康保険料額は、当時の日雇健康保険料（1 日 13 円）により計上した額と一致しており、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがえわせる事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年9月まで

私は、申立期間はA事業所に勤めており、当時の同僚が厚生年金を受給しているとのことから、社会保険事務所で調べたところ、私の加入記録は無いとの回答であった。

当時は子供が3人おり、健康保険証を使った覚えもあり、保険料も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立期間中、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではあるものの、雇用保険の被保険者記録では、申立人が、申立期間前の昭和62年7月1日から63年7月7日までの間に、A事業所で勤務していたことが確認できるのみであり、申立期間中に申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できない。

また、元事業主及び元同僚は、「申立人が自宅を新築した平成元年1月までには申立人は当該事業所を退職した。」と供述し、さらに元事業主は、「昭和63年8月ごろに入社した同僚一人と2、3か月ぐらい一緒に勤務していた。」と供述しているとともに、申立人は、A事業所の新規適用時である昭和63年11月1日と同時に当該事業所の厚生年金保険の被保険者となっている従業員の一人についての記憶が無いことから、申立人は当該事業所が適用事業所として新規適用された時期には既に在籍していなかったと推認される。

さらに、申立人は申立期間中である平成3年4月19日に、B事業所を設立

していることが商業登記簿謄本により確認できるとともに、昭和63年6月からC町にて国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間中にA事業所に勤務していなかったと推認される。

一方、申立人がA事業所において勤務が確認できる新規適用前の期間については、元同僚等は、「当時の従業員は5人以上いた。」としていることから、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと考えられるが、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所が新規適用された昭和63年11月当時に厚生年金保険の被保険者となった9人の資格取得前の国民年金保険料の納付状況等を確認したところ、被保険者記録が確認できない1人を除く8人中6人が当該保険料を納付済み、2人が未納とされていることが確認できることから、申立人が当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録には、新規適用当時から元事業主等の供述により申立人が既に在籍していなかったと考えられる平成元年1月までの間に、厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、被保険者の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。